

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
408	第2部 1		<p>第2部 1海洋資源の開発及び利用の推進 (1)水産資源の保存管理 (イ) 水産動植物の生育環境の保全、漁場の生産力の増進等</p> <p>「漁業生産量の減少が著しい沖合海域においても、基礎生産力を向上させるため、新たに産卵場、幼稚仔の保育場の造成等の漁業整備を推進する。」とありますが、基礎生産とは通常、植物プランクトンによる光合成作用のことを指します。新たに産卵場、幼稚仔の保育場の造成等の漁業整備等を推進しても基礎生産力は向上しないと思います。「基礎生産力」ではなく「漁業生産力」に訂正するのが、前後の文脈からここでは適切であると考えます。</p> <p>もし、基礎生産力を向上させることが狙いなのであれば、別のことを書く必要があると思います。</p>	ご意見の趣旨を踏まえて修正します。
409	第2部 2		<p>第2部 2海洋環境の保全など</p> <p>次世代に引き継ぐべき海岸環境は、出来る限り人工物のない自然のままの海岸であると考えます。利便性だけでなく、多少不便でも自然本来の姿を残すことが可能な海岸であるならばそれを保つ法則を考えていただきたいと思います。</p> <p>よって長期的視点にたち「豊かで美しい環境の保全と回復」を実現するには、本来自然の持つ防災・環境保全といった能力を最大限活用する姿勢が必要だと考えます。青森県大畑町キノップ海岸で行われた公共事業のやり直し工事や防波ブロックの撤去・防波堤の撤去（可能な箇所）、河川・河口に溜まった土砂のサンドバイパス工法（自然砂・玉石など従来のもの）、防砂林・防風林・海浜植物群の育成など様々な案が考えられます。従来の公共事業ではなく、永続して持続可能な管理を行う公共事業を検討していくことが「豊かで美しい環境の保全と回復」につながっていくと考えます。</p>	ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
410	第2部 2		<p>第2部 2海洋環境の保全等 (2)環境負過の提言のための取組</p> <p>「生態系の保全を含む水環境の改善を図るため、総量規制制度により工場・事業場からの汚濁物質などの総量を削減するとともに、下水道等の整備や高度処理の導入、市街地、農地等の非特定汚染源対策、覆砂等により低湿改善等を総合的、計画的に推進する。」とありますが、これらは全て陸域からの汚濁物質の海域への流入を適正に管理するという考え方かと思えます。しかしながら、瀬戸内海の例では、総量規制を長年に亘り行った結果、漁業生産力が低下し、これまでに発生していない種の赤潮、有害藻類の発生が認められています。ある書籍によれば、健全で豊かな生態系を沿岸海域と陸岸の境界である護岸等の不連続な直立護岸の在り方を見直し、傾斜護岸にする等対策が考えられるとしています。</p> <p>このことから、現在の原案に示した対策だけではなく、既存の護岸等の在り方の見直しを含んだ考え方、施策を是非追加していただきたいと考えます。</p>	ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
411	第2部 9		<p>第2部 9 沿岸域の総合的管理 サンドバイパス等を含めた、山地から海岸までを一貫した総合的な土砂管理を応援します。その効果の把握方法として、「汀線位置および海域（砂浜と沿岸砂州部分を含む）の砂量」を提案します。 現在日本の各地で侵食対策として養浜が行なわれていますが、その多くが人工リーフや、ヘッドランドとのセットで、砂浜を「静的」なものとして捉えているようです。現在、神奈川県茅ヶ崎海岸や秋谷海岸では、砂浜を動くものとして「動的」に捉え、養浜のみの侵食対策を行っています。これらの事業は、いずれも行政が地元住民や漁業者、利用者などと話し合い、合意形成のもとに行なわれています。その際、行政の方に伺った話では、「砂浜を動的なものとして捉え、管理していくための予算を取るのには、現行の制度では非常に難しい」とのことでした。もともと砂浜というのは動的なものなのですから、動くことへの多少の許容度を設けるなどして、他の海岸保全施設同様、養浜のみの対策も、ひとつの海岸保全施設として予算づけができるようにしていただきたいと思えます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
412	第2部 9		<p>第2部 9沿岸域の総合的管理 「なお、海岸浸食、水質汚濁等が顕在化している沿岸域においては、沿岸域全体の状況を視野に入れつつ、問題解決のために必要とされる対策を推進する。」 沿岸域全体の状況を視野に入れつつとありますが、求められる対策は地域によってそれぞれ異なるはずで、その為、沿岸域全体の状況を視野に入れ、且つ地域特性を考慮しながら、問題解決のために必要とされる対策を推進する。」という内容に修正をお願いします。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、「問題解決のために必要とされる対策」に包含されます。なお、ここで言う「沿岸域全体の状況を視野に入れ」は、沿岸域においては様々な事象が相互に関連するため全体を一体的にとらえる視点に立った上で、必要とされる対策を推進すべきことを意味しています。</p>
413	第2部 9		<p>第2部 9沿岸域の総合的管理 (1) 陸域と一体的に行う沿岸域管理) ウ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進 既存の護岸等の在り方の見直しを含んだ考え方、施策を是非追加してください。</p>	<p>一つの方向として、第2部9(1)オにおいて、「…海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与し、優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮」と記述しています。</p>
414	第2部 9		<p>第2部 9 沿岸域の総合的管理 自然に優しく利用しやすい海岸づくり 海岸の保全措置として自然公園を作ることに私達は反対します。海岸を含む優れた自然風景地は、公園としての設備を設置するのではなく、そのままの姿で管理されることを希望します。そのことから自然公園という文言を次のように変更していただきたいと考えます。「自然のままの状態を維持した管理区域」</p>	<p>ここでは、自然公園法に言う「自然公園」を念頭においています。自然公園とは、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、例えば、国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地で環境大臣が指定したものを言います。</p>
415	第2部 9		<p>第2部 9 沿岸域の総合的管理 (3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築 沿岸域における様々な情報を蓄積する方法として、NPOや市民を活用した事業を推進することを希望します。私たちサーファーやボディボーダーは常日頃海と接しているため、海岸の自然情報を収集する機会に恵まれています。また、そういった情報に強く関心があり、情報の蓄積にぜひ協力したいです。</p>	<p>(感想、その他)</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
416			海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 海洋資源を活かした地域振興の方策の一つとして、サーフポイントの整備をあげます。私たちサーファーやボディボーダーの多くは、海岸域に頻繁に通い、地域で消費を行うことで少なからず地域振興に役立っていると考えます。しかし近年海岸侵食や人工物の設置によりサーフポイントが消滅しているケースがあります。地域振興の方策の一つとして、サーフポイントの整備と遠方からサーフポイントに通うサーフツーリズムの推進を希望します。	海洋に関するレクリエーションの普及は、海洋基本法に明示されており重要な課題です。このため、(1)においてその推進を図ることを位置づけるとともに、第2部8において、海洋レジャーの推進等による地域の活性化の取組を推進することとしております。
417			(原案)には満遍なく理念に沿って触れているようだが、当面の期間中にどの理念を重点的に取り上げていくのかはっきりしていない。日本として総合的に海洋全般を取り纏める政策本部が、現実の各省庁に広がる多くのテーマに十分に対応できるのか心配である。総合海洋政策本部が単独で政策目標を集中して担当するように展開しないと「海洋立国 日本」の目指す方向が定まらない。早急に独立すべきである。	(感想、その他)
418			海運産業面で、当面の目標として5年間くらいを目途として、日本人船員並びに日本籍船を増加する案が出ているが、本腰を入れてその後をしっかりと見据えてかからないと、船員も船舶もそして海運企業も全て絶滅する恐れがある。 海上自衛隊の艦船と漁船の衝突事故が発生したが、今求められるのはそれぞれの職場での責任を全うすることである。海洋政策全般を取り纏める政策本部の今後に期待するところ大である。	(感想、その他)
419	第2部 8		「海洋産業の健全な発展」のため、産業界等との意見交換の場を常設する。 第2部8(2)「新たな海洋産業の創出」の最初のセンテンスにおいて、「海洋関連分野における産学官連携を促進する。」とあることから、産学官が参加する常設的な意見交換の場を設置し、定期的な情報交換、意見交換を行うことによって、総合的かつ計画的な施策の検討に資する仕組みを創設する必要がある。とりわけ、「産」については、幅広い「海洋の開発、利用、保全を担う産業」の主要分野、主要業界の意見が汲み上げられるようにすることが肝要である。 また、第2部7「海洋科学技術に関する研究開発等の推進等」のウ「関係機関の緊密な連携、交流の創出」の項では、「幅広い関係者が一堂に参集し、様々な関係者による意見交換、情報交換等が行えるような場を創出する。」と述べられているが、こうした取り組みは、単に海洋科学技術の推進に寄与するだけにとどまらず、「海洋産業の健全な発展」という海洋基本法の理念および具体的施策の柱の一つである「海洋産業の振興と国際競争力の強化」に向けた総合的かつ計画的な施策の立案・実行・評価、さらには上記の「新たな海洋産業の創出」等にも大いに役立つものであることは論を俟たない。 そこで、参与会議とは別に、連携促進を重層的に図っていくため幅広く産業界を中心に学界・研究機関等の代表を含めた意見交換の場を設置するようお願いしたい。	第2部7(4)ウにおいて、関係者の意見交換の場の創出について記述しています。ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
420	第2部 8		<p>海洋産業の動向把握としての継続的な調査を実施する。</p> <p>第2部8(3)「海洋産業の動向の把握」において、「海洋産業の産業規模、従業員数等の各種指標についてその現状及び動向を把握するための調査を実施する」と明示されていることは高く評価できる。</p> <p>そこで、国は指標の検討を含めて継続的な動向調査を実施し、その結果をたとえば『年次報告』としてまとめ、毎年度、公表していく必要がある。また、諸外国の海洋産業の動向や海洋産業振興政策も含めてまとめることにより、一層重要かつ意義あるものとなる。</p> <p>こうした調査報告は、行政にとって「海洋産業に関する諸施策の効果の把握や見直しに資するため」や「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」という基本的施策の評価検討に役立つだけでなく、産業界、学界、研究機関等にとっても現状把握や将来展望の検討にあたって極めて有用な資料として位置付けられる。</p> <p>しかも、そうした調査に関しては、民間機関に関連データの集積がある(*)ので、これを最大限に活用して、総合海洋政策本部より毎年度公表していただきたい。</p>	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
421	第2部 8		<p>「新たな海洋産業の創出」に向けて、府省横断型、漁業協調型のパイロット・プロジェクトを実施する。</p> <p>第2部8(2)「新たな海洋産業の創出」について、「様々な産業分野における海洋空間の利用にむけた取り組みを推進する」とある。沿岸の海域利用の発達したわが国において、新たに様々な海洋空間の利用を促進するには、単一目的の海洋空間利用プロジェクトではなく、合理的な複合目的のプロジェクトこそが重要であり、府省横断的なプロジェクトの推進とその研究開発と実証研究、パイロット・プロジェクトの実施が是非とも必要である。そうした施策こそが、新たな海洋基本法時代の精神を体現するものと言える。その場合、構想段階から利害関係者（特に漁業者）との合意形成と積極的な参加・協力が不可欠となることは言うまでもない。</p> <p>さらに、第2部3(2)「海洋資源の計画的な開発等の推進」においては、海洋エネルギー・水産物資源について、「未解決の技術的課題が多く残されており、短期的な商業化は難しい。このため、国の主導による本格的な探査・開発を明確な目標と綿密な計画の下で着実に推進することによって、中期的に商業化を目指すことが国家戦略として妥当である。」と記されている。</p> <p>新たな海洋産業の創出を目指した府省横断的かつ漁業協調型プロジェクトこそ、国の主導によって推進されるべきものと考えられる。また、第2部7「海洋科学技術」の(2)に「政策課題対応型研究開発の推進」が掲げられているが、まさに、府省横断型、漁業協調型プロジェクトこそが政策課題対応型研究開発にふさわしいものといえる。</p> <p>そこで、総合海洋政策本部がイニシアチブをとって、たとえば地球温暖化防止に寄与し同時に地域振興や漁業振興政策に貢献しうるテーマ、あるいは、資源政策の推進に寄与しつつ漁業振興にも貢献しうるテーマについて、パイロット・プロジェクトを関係府省が連携して実施することをお願いしたい。</p>	ご指摘のプロジェクトにつきましては、第2部7(4)アの「新しい構想の推進システム」の中で具体的課題として提案されるべきものと考えます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
422	第2部 8		<p>海洋の総合的管理に向けて、排他的経済水域をカバーする多目的海洋基地ネットワークを構築する。</p> <p>第2部8(2)「新たな海洋産業の創出」では「安全性や経済性に優れた外洋上プラットフォームの技術の確立」とある。外洋上プラットフォームについては、第3期科学技術基本計画における戦略重点科学技術にも指定されており、海洋基本計画にも表記されることにより、今後、産学官の連携による技術開発がさらに促進されることが期待される。</p> <p>海洋基地ネットワークは、迅速な漁業取締や不審船対応、救難・救命活動、離島の経済活動や日常生活への支援等にも活用できるとともに、第2部3(1)のなかで述べられている「排他的経済水域等における権益を確保するため、探査、開発等についての管轄権を適切に行行使するための監視・取締体制を整備・強化する」ためにも、非常に大きな意義を有するものと考えられる。</p> <p>わが国の技術蓄積を活用した新たな海洋産業の創出と、排他的経済水域の総合的管理のため、国は、多目的海洋基地ネットワークを順次構築していくこととし、その第一歩として、まず実証基の整備について検討に着手していただくようお願いしたい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
423	第2部 10		<p>沖ノ鳥島周辺海域の活用を国直轄の事業として取り組む。</p> <p>第2部10「離島の保全」には、冒頭に「わが国の海域に広く点在している離島は、広大な管轄海域を設定する根拠の重要な一部をなし」とある。離島の中でも、沖ノ鳥島はその周辺に日本の国土面積を上回る約40万km²の排他的経済水域が設定されており、わが国にとって特に重要といえる。そこで、「海洋管理のための離島の保全・管理の在り方に関する基本方針（仮称）」の策定に関連して、沖ノ鳥島の領土としての保全はもちろんであるが、その周辺海域の活用について国としての取り組みが必要となる。</p> <p>これに関連して、同項目(1)イ「海洋資源の開発及び利用の支援」には、「藻場、干潟、サンゴ礁等が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であることから、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進する」とある。沖ノ鳥島周辺海域は、漁場としてあまり注目されていなかったが、東京都による試験漁場造成と関連調査の結果では有望な漁業資源を有する可能性が示されている。東京都によるこうした取り組み、およびそれを支える新たな深層水利用技術を踏まえて、国直轄の事業として海域生産力の増大に関する研究開発や漁場造成事業などの取り組みを推進するよう要望する。</p>	<p>第2部10の冒頭にて記述しているように、離島は、海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っていることから、離島に海洋での安全かつ安定的な活動のための拠点の整備を進める旨記述しています。</p> <p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
424			<p>各施策における工程の明示と国産海洋技術の育成、人材確保と資金投入意欲の促進を図る。</p> <p>第2部3(2)「海洋資源の計画的な開発等の推進」においては、「平成20年度中に関係府省の連携の下、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」を策定する」とされており、上記の離島に関する基本方針の策定とならんで少なくともこの2件については、国が計画を策定すると明記したことは高く評価できる。</p> <p>そこで、これらの分野に限らず、第2部に掲げられた12項目の全ての分野について同様の計画を策定し、それぞれの施策の工程を明確に示すことが必要である。そのことによって、産業界は、国の施策を把握し、それを支える事業者としての責務を果たすべく、中長期的な視野をもって必要な人材の確保と技術開発や研究開発投資を実施する自助努力に取り組むことが可能となる。</p> <p>その中においては、国産技術の育成に関しては、「国際競争力の確保」という視点からも極めて重要な施策として取り組む必要があり、「海洋産業の健全な発展」にとって不可欠である。たとえば、港湾整備用の特殊作業船や海底資源開発用の構造物・機器、それに用いる各種のコンポーネントやパーツ、そのなかに組み込まれている海洋の特殊環境に応じた材料や先端センサー類など、今やわが国産業界は他の諸国の後塵を拝しているのが実情である。海洋の權益確保は、それを支える海洋技術および海洋産業の振興によって成り立つものであり、そうした戦略的政策にもとづいて、工程の明示と具体的目標の設定を国として示していただきたい。</p> <p>その中においては、「わが国の排他的経済水域内で有望とされるメタンハイドレートの生産用海洋構造物に関する設計・建造・据付・運用等に関する研究開発に早い段階から着手するとともに、適当な時点での実証プロジェクトの実施」という内容も、他の深海底鉱物資源の探査、開発用ともども、盛り込まれることを要望するものである。さらに、第2部8(1)「経営基盤の強化」のウ「人材の育成・確保」において、「海洋産業が就業の場として魅力的であることが重要であることから、海洋産業の競争力強化に向けた諸施策の着実な実施に努める」との指摘は当を得たものである。しかしそれは、労働条件や労働環境等の整備のレベル以前に、多分野から次世代の人材が就業に魅力を感じることができるよう、海洋産業の活性化と規模の拡大こそが極めて重要であることから、国による一層の海洋産業の振興政策を期待するものである。</p>	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
425			「海洋基本計画」の公表にあたっては、目次を詳細に表記していただきたい。	ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
426			「海洋基本計画」の公表にあたっては、1～2ページの「概要」あるいは「要約」を冒頭に示していただきたい。	概要については、作成する方向で検討したいと考えております。
427			海洋基本計画の制定が海洋産業の振興と発展に大きく寄与することを期待します。また制定後は速やかに計画期間である5年間の更なる具体的なスケジュールの決定と予算化の実施がなされることを望みます。	(感想、その他)

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
428	第2部 1		<p>第2部-1 海洋資源の開発及び利用の推進について</p> <p>小資源国日本にとっては、海洋に存在する水産資源、エネルギー・鉱物資源、および将来期待される微生物等の生物資源を戦略的に開発・活用することが必要です。一方で、例えば、エネルギー・鉱物資源の開発は水産資源等に影響を与えることも懸念され、海域によって水産資源の活用とエネルギー・鉱物資源の開発を、総合的にかつ政策的に優先順位を考え、議論する必要もあります。特にメタンハイドレートと海底熱水鉱床については、今後10年程度を目途に商業化することを目標に政府主導の下、官民協力して開発を推進することを望みます。現在個別に取り扱われているEEZ内の海洋資源については、総合海洋政策本部を中心に一括して資源量を把握し、環境保全と開発・利用事業の効率的推進に向けて戦略的な議論が出来る体制をとるべきと考えます。</p> <p>また、資源量の把握と利用に関しては、物理探査や海底探査などの最新鋭の調査能力を保有した調査船を数隻整備し、国の調査能力を強化すると共に、将来的には民間を活用し、調査・開発が弾力的に対応出来るような体制を整えるべきと考えます。</p> <p>燃費向上や環境配慮型技術など日本固有の技術の活用、ならびに日本固有の技術育成も踏まえた最新鋭の調査船（具体的には、三次元物理探査船、鉱物資源探査船など）を整備することは、海外に依存しない日本独自の資源管理能力の強化と日本海洋産業の育成・発展に寄与し、国益を守ることに繋がります。</p> <p>資源リスクが高まりつつある中、将来的には培った資源調査・開発技術を、政府による国際協力などを通じ、将来の途上国における海洋の持続的開発のために活用すれば、海洋基本計画（原案）前段で記載されている、先導的貢献を実現できるのではないのでしょうか。</p> <p>また現在、我が国EEZ内の鉱物資源を開発する鉱区申請が外国企業から出ていますが、そのようなことを防ぐための措置を講ずべきと考えます。今後のエネルギー・セキュリティ、国家安全保障の観点から、自らの手で日本の資源を守らなければ、技術を海外に依存し、取得されたデータが海外に流出する恐れがあります。そのようなリスクを防ぐためには、鉱区管理の仕組みづくりを政府主導により実施し、国内で保有する技術を有効に利用し、オールジャパンで対応する体制を確立すべきと考えます。</p> <p>上記より、具体的に政府主導による事業をまとめると次のようなものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次元物理探査船、鉱物資源探査船などの建造 ・国内技術力で対応するEEZ内の鉱区開発 ・外洋上プラットフォームを利用した風力発電設備の建設 ・波力、潮汐等の発電の開発及び実証試験施設の建設 ・外洋大規模養殖施設の設置 	<p>海洋資源の開発と利用の推進は、政府が積極的に取り組むべき重要課題と考えます。頂いたご意見の趣旨はいずれも第2部1及び3に記述していますが、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
429	第2部 4		<p>第2部-4 海上輸送の確保について</p> <p>日本国籍船及び日本人船員の計画的増加については課税の特例の創設に加えて、CO2排出量削減やバラスト水処理装置などの環境負荷低減や燃費率向上などの国際的な要求達成や基準を満足した国内での建造船に対して政府の助成をすることで品質や性能の高い日本国籍船を供給することが、国内の造船の競争力を強化するばかりでなく、海運の国際競争力の増強にも寄与するものと考えます。</p>	<p>(感想、その他)</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
430	第2部 7		<p>第2部-7 海洋科学技術に関する研究開発の推進など</p> <p>「(4) 連携の強化」で述べられている『海洋科学技術』に限らず、将来に向けて海洋の利用に関する海洋総合政策や基本計画の議論には、これに関係する国、地方公共団体、金融界等も含めた(海洋)産業界の幅広い関係者の意見交換、議論が欠かせません。海洋資源や新たな海洋産業の創出、産官学のイノベーション・システムを構じ、関係者による明確な目標設定、調査・研究・開発から実用に至る合理的な計画づくり等を促進するためにも、海洋政策・基本計画について、産官学の代表者が一同に会する審議の場を設置し、総合的に、また活発に民間の意見を審議できる枠組みを構築すべきと考えます。たとえば(2)政策課題対応型研究開発の推進では独立行政法人だけではなく、民間企業の参画も考慮すべきと考えます。</p> <p>“(3)ウ 海洋科学技術イノベーション・システムの強化”では「関係者間において生き生きとしたネットワークが構築され、・・・民間団体等を中心とした取組を促進する。」とされていますが、関係者は異分野異業種の多岐に亘ると想定されることから、ネットワーク構築は官主導で行うべきと考えます。</p>	<p>海洋基本計画の策定、海洋基本計画に掲げる施策の実施等に関しては、有識者からなる参与会議の意見を踏まえ行うこととしております。また、今回の海洋基本計画の策定にあたっては、今回実施しておりますご意見募集をはじめ、産業界、学界等よりの各種ご要望等をも踏まえてとりまとめを行っているところです。</p> <p>また、海洋科学技術に関しては、幅広い関係者の連携強化が必要であるとの認識のもと(4)連携の強化の項目で取組を明確化しているところです。</p> <p>なお、産官関係者におけるネットワークの構築にあたっては、官のみならず、関係者の主体的な取組が必須と考えます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
431	第2部 8		<p>第2部-8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化について</p> <p>海洋産業は国際的な競争のもと、維持・発展していますが、国として有益な海洋総合政策をとる上では、国内海洋産業の市場規模等の情報の調査・収集・整備を行うのみならず、国際的な海洋産業の動向や他国の海洋産業振興策も含む海洋政策、戦略について把握すると共に、先進的な取り組みについては取り入れも検討し、日本の海洋産業の競争力維持や海洋政策に反映できる体制を取るべきで、海洋総合政策本部等において、そのような機能を保有すべきと考えます。</p> <p>具体的な取り組みについては、たとえば、ヨーロッパでは船舶の主機の燃費向上やNOX削減のためにEUが33百万ユーロという資金をつぎ込んで“HERCULES”というプロジェクトを創設し、民間の主要主機メーカー（マンビーアンドダブリュー、バルテラ）を参加させて推進しています。また従来より国内でも環境負荷低減に対して特別償却制度が適用されています。今後はこのように新技術の導入や研究開発にあたっては、政府主体の基金による開発や、特別償却制度の拡大などを実施して海洋産業の振興や、国際競争力の強化の促進がなされることを強く望みます。</p> <p>本文の11ページに「造船業及び船用工業についても、安定して良質な製品を市場に供給し続けていくために、我が国の高い技術力を活かしつつ、安全・環境基準の策定と技術開発を一体的に推進し、国際競争力の強化や基盤の強化などを図る必要がある」と書かれていますが、造船業においても人的資源が枯渇しており、技術力の維持が難しい状況にあります。特に造船業では、官公庁の所有する海洋調査船・練習船・漁業取締船等の建造が、技術力の維持向上に大きな寄与をしています。</p> <p>造船業の競争力や基盤の強化のために海洋基本計画の枠組みの中で、各種プロジェクトの早期具体化等々の施策を行うことが海洋産業の活性化や、結果として海洋立国を支える人材の育成にも繋がると言えます。具体的な施策を以下に示します。</p> <p>具体的内容①</p> <p>近年、予算緊縮により海洋調査船、練習船、漁業取締り船などの建造が、事業として成立し難い建造費となり、入札の不成立が相次ぎ隻数の減少や装備品の縮小を招いています。海洋調査船、練習船、漁業取締り船などの技術は海洋科学技術の進歩への貢献とそのような技術を保有する人的資源の確保に大きな貢献をしています。我が国の海洋科学技術と海洋産業の振興を促進するため海洋調査船、練習船、漁業取締り船などの建造が削減されることなく、継続的に実施される必要があります。</p> <p>具体的内容②</p> <p>原案に離島振興（37頁）について記載があり、交通基盤の整備として、離島航路の利便性向上及び離島観光の促進に触れられています。</p> <p>しかしながら、旅客事業者は、旅客船の代替に於いて、利便性を向上させたいという意欲はあるものの、昨今の原油高の高騰並びに離島観光の衰退を受けた採算性の悪化による資金不足から、最終的には現船と同程度の仕様とならざるを得ないのが現状です。この結果として、航路のサービスの向上せず、交通基盤として整備が不完全となり、離島観光も振興されず、引き続き採算性が悪化すると言う負のスパイラルに陥っていると言えます。このような負のスパイラルから脱却し、離島観光等促進するためには、乗り心地を重視した客船の導入を促進する等、離島航路を航行する旅客船の機能性向上が必要です。航路運航事業者の意識喚起を図り、離島航路を活性化させるためにも、機能性が著しく向上した船舶を建造する際には、補助金制度を設ける等の施策が必要です。このことは、40頁に記載されている海洋への関心を高めるための一助にもなると考えます。</p> <p>具体的内容③</p> <p>船員の確保のために必要な設備は練習船ですが、現在国立大学所有の練習船の多くが船齢30年後で代替されていますが、青少年等の海洋に関する興味や喚起され、若者に選択されやすい職場のイメージとなるには、常に最新の練習船が必要です。タイムリーに最新設備を装備したり、更新することが必要であると考えます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
432	第2部 8	32~33	第2部、8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(32~33ページ)において、「(2)新たな海洋産業の創出」の項目の順序を「(3)海洋産業の動向の把握」を入れ替えて先頭に置き、「海洋産業に関する諸施策の策定を行うため、海洋産業に関する実態の把握、特に海洋調査や調査技術を支える民間企業の実態や動向を調査し、海洋産業の振興等に必要な総合的な計画、所要財源の確保、人材の育成等の諸施策を策定する。」ことの記述をお願いします。	新たな産業については、基本的には、産業界や地域の主体的な取組の中から創出されるべきものであるとの考えに基づき、海洋新産業創出に向けた産学官連携、地域活性化等の取組を推進する旨記述しています。
433	第3部 1		第3部、1 「海洋に関する施策の効果的な実施」の記述に対して、「海洋基本計画に掲げる諸施策については、現状及び動向を把握するための調査結果等により産官学連携の下に中長期的な計画を策定」の事項を追加して頂きたい。	各種施策の実施に際しての、更なる計画の策定につきましては、各施策の特性等を踏まえ、必要に応じ、個別具体的に検討されるべきものと考えます。
434	総論	3~5	3P目の(2)我が国の海洋政策推進体制の文末に、産・官・学それぞれの分野の海洋関係者が・・・とあるが、国民的意識の高揚を図ることも重要なポイントと考える。海洋に関わる団体も多くあるはず。是非連携・協力する主体として、各種団体も入れて欲しいと考える。(3)本計画における政策目標及び計画期間の4P目、9行目も同様のことが言えると思う。5P目の目標3の1段落末に防災対策の強化とあるが、こうしたことにも大きな力を発揮するのは、地域に密着する団体であると考えている。	ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
435	第2部 1	15	第2部1 海洋資源の開発及び利用の推進について 15P目(1)水産資源の保存管理の文末に「里海」とあるが、意味が通じにくいのではないかと。「里山」の場合、維持管理について大変なエネルギーがかけられている。人間が関与することにより、維持されてきた。秩序や管理ノウハウが地域に培われている。上記に通じるが、地域の関りが大きな力となると考えるので、こうしたことへの言及が欲しいところである。	「里海」の考え方は、本計画において、その具現化を新たに提示したものであり、十分定着していない点をご指摘の通りと考えます。なお、第2部1(1)イにおいて、「里海」の考え方の具現化そのものではないものの、漁業者等による藻場等の維持管理等に言及しており、ご指摘の点を認識した記述としています。
436	第1部 3	10	科学的な知見の充実について 10P目の6行目次世代を担う青少年を始めとする国民全体の海洋に関する理解・・・普及啓発活動に充実が必要であるとある。また、4海上輸送の確保(2)船員等の育成・確保の項4行目に国民の海洋に対する関心が高いと云えず・・・とある。12海洋に関する国民の理解の増進と人材育成の(2)次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進では、2行目に学校教育及び社会教育の充実を図ることが重要とあるが、これについては低年齢化を図りたいものである。海洋スポーツもそうした機会創出となるが、国立大学法人海洋大学では船の上でのシーマンシップを教えてきたそうである。ルールやマナーが無視されてしまう昨今、船の上は運命共同体であり、外国船に対してもお互いに尊敬しあい支えあうマナーは、小さい頃から植えつけたいものである。	ご指摘の段落は、研究者、技術者及び研究支援者の養成・確保の視点における普及啓発活動に関する記述です。ご趣旨については、第2部12の項目にて含まれていると考えます。